

# アスポートは何を支援したのか ～埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業～



埼玉県職員 りゅうまえ 龍前 こういちろう 航一郎

埼玉県では、生活保護受給者の自立を「教育・就労・住宅」の3分野で支援するため、平成22年9月から「生活保護受給者チャレンジ支援事業」(愛称:アスポート。以下「アスポート」という。)を全国に先駆けて展開してきた。この事業は各方面で高く評価されている事業<sup>1</sup>であるが、その成果は高校進学率や就職者数といった数字で評価できる成果以上のものがある。

アスポートの支援の本質は、支援対象者の社会とのつながりを回復したことにある。貧困状態にある人は、単に経済的に困窮しているだけでなく、社会的なつながりを失い孤立してしまっている場合が多い。アスポートは寄り添い型の支援を行い、社会的なつながりを少しずつ回復していくことで、結果として数字で評価されるような成果を得てきたのである。

本論では、このアスポートの支援内容を具体的に明らかにすることで、この事業の支援の本質を論じたい。

## 1 貧困とは・自立とは

生活保護法は「最低生活の保障」と「自立の支援」が制度の柱である。この制度では、たとえ誰であっても、経済的に困窮し、他に頼るものが無ければ、最低限度の生活が保障され、そこから自立へ向けた支援が始まる。では、生活保護を受けずに自立している状態とはどのような状態なのか、逆に生活保護を受けており自立していない状態とはどのようなものなのか。

働いて収入があり経済的に自立している人であっても、たった一人で生きている人はこの現代社会で

はいない<sup>2</sup>。会社に勤めていれば、そこに社長以下の社員がいるからこそ、そこで働いて給料をもらえるのである。勤めている会社のみが存在しても収入は得られない。取引先や顧客があってはじめて会社の利益がでて、社員は給料をもらえる。

給料がもらえてもそれだけで生活はできない。普通の人にはスーパーで食料を買ってくるだろうし、電力会社やガス会社が電気やガスを供給してくれるおかげで料理ができる。社会的な様々なつながりが、個人の生活を成立させているのである。

収入だけではない。普通に働いていれば様々な社会保障制度で守られている。健康保険や雇用保険はもちろん、公的年金は高齢になってからだけでなく、現役時代でも重い障害を負えば障害年金がもらえる。この社会保障制度も、一人では成り立たないものであり、多くの国民が加入しているからこそ成り立っているのである。

家族や友人、地域の隣人など、私的な人間関係も日常生活を支えてくれている。家族や親族からは有形無形の援助があるし、友人と楽しい時間を過ごすことも生活を豊かにしてくれる。

もし勤めている会社が倒産したら、最初は失業保険など頼ろうとするだろうが、家賃も払えなくなってアパートを追い出されそうになったら、実家のある人は、とりあえず実家に帰ることを考えるだろう。

また病気になったり、離婚の危機が迫ったりしたら、まずは親や友人に相談し、その後、利用できる社会保障制度を調べたり、弁護士に相談したりするだろう。

つまり自立している状態とは、頼れる人、組織、

制度など、頼れる社会資源がたくさんある状態であり、なおかつその多数の選択肢の中から実際に頼るものを自分で選択し決定する自由がある状態であると言えるのではないだろうか。

ところが、生活保護を受けている人や、生活保護になりそうな人は、そのような社会的つながりが薄くなってしまっている人が多い。

職場でも家庭でも地域社会でも、頼れる関係がほとんど無いか、薄くなっており、いざという時に頼ることができなくなってしまっていることが多いのである。

そのため、仕事を失ったり、借金を抱えたり、離婚したり、パートナーの暴力から逃げたり、病気や怪我で今までと同じ生活ができなくなったり、そうした様々な人生の危機に直面した時、対応する余裕が少なくなる。

頼れるものがあっても選択の余地が少ないため、最終的に自分に不利になるようなもの（例えば「闇金融」など。）であっても利用せざるを得ず、余計に自分の首を絞めてしまったりする。

自立している人は、自分と社会との間に命綱が無数に張り巡らされている。だから危機があっても余裕をもって対応できるし、命綱も全て利用する必要は無い。自分の好みで利用する命綱を選べる。

しかし貧困状態に陥った人は、自分と社会との間の命綱がわずか数本、もしかすると一本しかない。そのため危機に直面すると余裕をもった対応などでできず、利用する命綱も選べない。さらに、生活保護から脱却しようとしても、命綱の数が少なすぎることで、自立へ向けた障害となってしまう。

そのような、頼れるものが少ない状態が「自立していない」状態なのである。

そのため、生活保護になったとしても、そこから自立への道は険しい。頼れるものが生活保護と福祉事務所しか無い状態だからだ。話し相手が担当ケースワーカーしかいないという人もいる。

そこからの自立は、単に就職できればよいということではない。頼れるものが無ければ、せっかく勤めた会社もすぐに辞めてしまうことになりかねない。頼れるものを少しずつ増やしていく、そしてできれば生活保護から脱却した後も、頼れるものを増やすことを続けられるようにすることが本当の自立支援になる。

## 2 届く支援

それではアスポートは、そのような人達に対してどのような支援を行っているのか、支援の手法をみてみよう。

### (1) 教育支援事業

教育支援事業では、生活保護世帯の中高生を対象とした無料学習教室を設置して、元教員の支援員や大学生ボランティアによる学習指導を行い、高校進学と高校中退防止の支援をしている。

この支援は、支援員が中学生や高校生のいる生活保護家庭を訪問することから始まる。訪問して子どもを学習教室に誘ったり、保護者が抱える子どもの悩みについて相談にのったりしている。

1回家庭訪問ただけで、すぐに学習教室に来てくれる子もいるが、引きこもりや不登校など様々な問題を抱えた家庭は、親の無関心などの問題があって、支援員が何度も訪問をしないと子どもは教室に来てくれない。

何度も訪問して子どもと話をする、保護者の相談にももの、その積み重ねで支援員との信頼関係ができていく。その結果、子どもが教室に来てくれる。教室に来てくれることで学校の成績が少し上向く。その結果、また信頼関係が強くなっていく。その繰り返しである。

学習教室では、参加する中高生に対して、支援員や大学生がほぼ一対一で勉強を教えている。それは、生徒自身が「何が分からない」のか「分かる」ようにするためである。なぜなら、教室に来る子の約半

数は低学力である<sup>3</sup>。中学生なのに、小学4年生レベルで学力が止まってしまっている子が多い。小数や分数の計算が分からない。アルファベットの大字・小文字の区別がつかない。そのような子たちが中学3年の授業を受けても、自分が「何が分からないのか」が分からない。そのため教師にも質問できず、家庭で親にも質問できない。

ところがアスポートの学習教室に来て一対一で勉強を教えてもらうことで、初めて自分は何が分からないかが分かるようになる。そして分からないことを学習教室の支援員や大学生ボランティアに質問できるようになる。

これは単に、質問ができるようになって勉強が分かるようになった、というだけのことではない。世の中には、自分が分からないことを聞いてよい大人がいるのだということを初めて知る経験となる。つまり「この社会は信頼できる」ことを子ども自身が気づけるようになることであり、子どもが社会とのつながりを回復したということが言える。

## (2) 就労支援事業

就労支援事業では、生活保護受給者本人の能力や適性に応じた様々な職業訓練メニューを提供するとともに、支援員が支援対象者の希望を聞いて支援計画を作成し、職業訓練の受講、求職活動から就職まで一貫した支援を行っている<sup>4</sup>。

就労支援では、働く能力はあるが、就労意欲に欠けている人を支援することが多い。また、生活リズムが崩れている人や、コミュニケーション能力に少し問題がある人もいる。そのような支援対象者に一方的に就労を迫っても意欲的な就職活動をしてもらうことはできないし、就職しても短期間で辞めてしまったりすることが多い。

アスポートの就労支援では、本人の意向を尊重することから始める。例えば、支援対象者が就職を希望する職種が、客観的に見て無理があるものであっても、頭から否定せず、最初は本人の意向を尊重し、

そのような職種で就職するには何が必要かを一緒に考える。そして、支援対象者と一緒に考えた職種に就職するための準備として、技能講習の受講や、就労体験への参加などを考えていく。この支援過程の中で、支援対象者本人が自らの課題に気づき、今の状況では希望する職種に就職することは難しいことに納得してから、はじめて別の職種の検討を提案するのである。これは本人が納得した上でのことであるため、別職種への転向もスムーズに進む。

つまり就職活動が、「福祉事務所から言われて仕方なくやること」から、支援対象者本人が自分の人生の課題であると認識して「主体的に取り組むこと」に変化したということである。つまりそれは、生活保護受給者が自分の道は自分で決めることを、支援する側が認めることから始まるのだ。

実際に企業で働く就労体験事業も、支援対象者の就労意欲を喚起する大きな力になる。就労体験では県内約80か所の民間協力事業所で仕事の体験をさせてもらっている。もちろん、そこで実際の仕事を体験すること自体も重要であるが、それ以上に効果があるのは、対象者の働きを、協力事業所の社長や上司の方から認めてもらうことである。

就労支援の対象者は、非正規雇用の職場や、短期の就労の経験しかない人が多く、職場の上司や同僚から「がんばっているね。」「今日のごくろうさん。」といった自分の働きを認めてもらう言葉をかけられる体験をしてこなかった人が多い。

ところが、アスポートの就労体験の協力事業所では、熱心な社長や上司、親切な同僚が、就労体験に参加した人の働きを積極的に認めている。本人が朝起きられず、会社に遅刻しそうな時、アパートまで来て声をかけてくれる社長までいる。

会社で働くのは給料をもらうためだけではない。会社の人間関係の中で働きを認められることは目に見えない報酬であり、かつ社会に認められることでもある。就労体験で働きを認められる経験を経ることで、社会とのつながりを回復し、支援対象者本人

にやりがいや働く意欲が生まれ、それが就労の継続につながっていく。

### (3) 住宅支援事業

住宅支援では、家を失って公園や河川敷などで生活していたホームレスの方を受け入れている無料低額宿泊所を利用している生活保護受給者が、民間のアパートに転居できるよう支援している。

この事業でも、支援員が不動産屋で見つけてきたアパートを支援対象者に紹介して「ここに住みなさい。」と決めつける支援は行わない。あくまで、支援対象者がどのようなところに住みたいのか、転居後どのような生活をしたいと考えているのかを本人から聞き出すことから始める。

そして支援員は、支援対象者と一緒に不動産屋へ行き、物件の探し方をアドバイスしながら、本人が住みたい物件を探していく。不動産屋が提示してくる複数の物件の選び方はアドバイスすることはあっても、物件の選択そのものは支援対象者が決断する。

契約にあたって、保証人を頼める人がおらず、さらに何十年も実家と連絡をとっていないという人の場合は、親族に連絡がとれるよう支援をする。

その結果、保証人を頼める親族が誰もいないことが分かれば保証会社を利用するが、そのためには住民登録が必要である。もし住民登録を失った人であれば、登録を復活させる手続きが必要なため、市役所に同行して手続きを手伝う。「住民登録を復活させると、借金取りが来るからやめてくれ。」という支援対象者には、まずは法テラスと一緒にいって債務整理の相談をする。

そのように、転居にあたって障害となることを、支援対象者とともに一つひとつ解消していくのである。

さらに、アパートへの転居後、6か月間はアフターフォローも行う。アパートで一人暮らしをしたことがないという人も多いので、支援員が家庭訪問を行い、ゴミの出し方や電気代・ガス代の払い方、回覧

板がまわってきたら隣にまわすことなど、地域で暮らすための様々な助言や相談を行う<sup>5</sup>。

このように住宅支援では、単なる家探しではなく、自分で見つけてきた家に住むということを実現させる支援をしている。「自分の家だ」という意識を持ってもらうことで自信がつき、その自信が地域社会でつきあいを続けていく基盤となる。「住む」というのは単に家で暮らすだけではない、地域社会で生きていくことである。その力をつけてもらうのが、この住宅支援の大きな目的なのである。

### 3 アスポートは何を支援したのか

以上みてきたように、アスポートの支援に特別なことは何も無い。支援対象者にひたすら寄り添い、自立への力を少しずつ引き出していき、徹底的な寄り添い型の支援だということが分かるだろう。

このような支援が支援対象者に何をもたらすのか。

寄り添い型の支援では、支援対象者が必要としているものそのものを提供するのではなく、支援対象者が必要としているものの探し方や手に入れ方を教えるという支援を行う。支援対象者はそれによって、自分が必要とするものを、支援員の手助けを得て、主体的に行動し、自ら手に入れていく。それが自立するための大きな力となる。

こうした支援によって、支援対象者は、社会とのつながりを回復したり、代替する何かをみつけたりする。それが自立へ向けた大きな力となっている。

この支援の過程で重要なのが、支援員や福祉事務所、協力事業所などの支援する側が、支援対象者の人格、希望を認め、自主的な活動（勉強、就職活動、家探しなど）を認め、支援の過程での本人の変化を認め、さらに結果（どのような結果であっても）を認める。この繰り返しにより、支援対象者は支援する側から認められているだけでなく、社会から認められているということに気づくのである。それが社会とのつながりを回復する手がかりとなっているのだ。

その結果、支援対象者の自立が進み、進学率や就職者数といった数字の成果に結実したのである。つまり「アスポートは何を支援したのか。」と聞

かれれば、「社会とのつながりの回復を支援した。」といえるだろう。

## 脚注

- 1 「民間団体等と連携し、生活保護受給者の総合的な自立を支援」『月刊ガバナンス11月号』No.151 株式会社ぎょうせい、2013年、31～33頁  
岩永理恵 金井郁 四方理人 田中聡一郎「生活保護受給者の自立／支援の検討－埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の分析」社会政策学会編『社会政策』第5巻第2号、社会政策学会本部、2013年、81～126頁
- 2 松井彰彦「「ふつう」の人の国の障害者就労」松井彰彦 川島聡 長瀬修編著『障害を問い直す』東洋経済新報社、2011年、165～194頁
- 3 埼玉県アスポート編集委員会編『生活保護200万人時代の処方箋 ～埼玉県の挑戦～』株式会社ぎょうせい、2012年、78～80頁
- 4 埼玉県アスポート編集委員会編、前掲書、93～103頁
- 5 埼玉県アスポート編集委員会編、前掲書、155～159頁

## 参考文献

- ◎宮武正明『子どもの貧困－貧困の連鎖と学習支援－』、株式会社みらい、2014年
- ◎柏木ハルコ『健康で文化的な最低限度の生活（1）』、小学館、2014年
- ◎岩永理恵 金井郁 四方理人 田中聡一郎「生活保護受給者の自立／支援の検討－埼玉県生活保護受給者チャレンジ支援事業の分析」社会政策学会編『社会政策』、第5巻第2号、社会政策学会本部、2013年
- ◎埼玉県アスポート編集委員会編『生活保護200万人時代の処方箋 ～埼玉県の挑戦～』、株式会社ぎょうせい、2012年
- ◎松井彰彦 川島聡 長瀬修編著『障害を問い直す』、東洋経済新報社、2011年
- ◎道中隆『生活保護と日本型ワーキングプア－貧困の固定化と世代間継承－』、ミネルヴァ書房、2009年
- ◎大山典宏『生活保護vsワーキングプア 若者に広がる貧困』、PHP研究所、2008年